

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人の、両申立期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、両申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月から同年7月まで  
② 平成17年11月から19年8月まで

私がA社に勤務した期間のうち、両申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と異なっているため、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び平成19年2月から同年4月までの期間を除く申立期間②については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書から、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、平成 19 年 2 月から同年 4 月までの期間については、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料の控除額について確認できる資料等を所持していないものの、当該期間を除く前述の給与明細書において確認できる給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が 28 万円であること、及び B 市が提出した 19 年度分の「給与支払報告書」を検証したところ、28 万円の標準報酬月額に見合う給与支給総額及び社会保険料総額であることが推認できることから判断すると、当該期間についても、28 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについて確認できる資料は無いが、前述の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたって一致していないところ、申立人の平成 17 年 4 月 1 日及び同年 11 月 1 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、18 年 9 月及び 19 年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに同年 5 月 1 日の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録(昭和17年6月1日)を昭和16年9月15日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年9月15日から17年6月1日まで  
私の船舶Aに係る船員保険被保険者資格の取得日は、昭和17年6月1日となっているが、同日以前から船舶Aに乗り組んでいたはずである。

申立期間について、調査の上、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人に係る船員保険老齢年金裁定請求書(昭和58年5月提出)の写しの記載内容から判断すると、申立人が昭和16年9月15日以降の期間において、船舶Aに乗り組んでいたことが推認できる。

また、船舶Aの船舶所有者については、船舶Aに係る船員保険船舶台帳などから判断すると、船舶Aは昭和4年に「B」に売却された後、17年に「C」に移籍され、18年の合併に伴い「D」に移籍したことが推認される。

さらに、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿には、生年月日及び資格取得日が記載されていない者が39人確認できるところ、このうちの一人について、申立人と同姓同名の、基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録(資格喪失日は昭和17年7月21日)が確認でき、前述の裁定請求書などから総合的に判断すると、当該記録は申立人の記録に相違ないと推認できる。

加えて、前述の船員保険被保険者名簿において、申立人の船員手帳番号「＊」が付与されているところ、申立人よりも後の番号である者には、オンライン記録において、昭和 16 年 10 月 6 日に船舶 A に係る船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 16 年 9 月 15 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の船舶 A に係る船員保険被保険者名簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から同年7月21日まで  
② 平成6年7月26日から同年8月2日まで

私は、昭和39年8月にB社に入社した後、退職する平成16年までの期間において継続して同社に勤務していた。途中、同社の関連会社であるA社への異動はあったが、両申立期間について離職した覚えは無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間当時の職務内容等を詳細かつ具体的に記憶している上、B社の当時及び現在の事業主の供述、並びにB社の子会社であったと推認されるA社の現在の事業主の供述から判断すると、申立人が、両申立期間についてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の厚生年金保険料について、B社の当時の事業主は、「経理担当者に一任していたため、厚生年金保険に係る届出の記載内容等は不明だが、

両申立期間について厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと思う。」と供述している上、前述のA社の事業主は、「申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料については、当時の経理担当者が給与から継続して控除していたと確信している。」と供述している。

さらに、B社は、「給与は毎月20日締め、22日払いであり、厚生年金保険料は当月控除であった。」と供述している。

加えて、商業登記簿の記録によると、昭和55年3月31日から平成6年7月29日までの期間について、申立人はA社の代表取締役として登記されていることが確認できる。当時、B社及びA社の実質的な経営責任者であったとされるB社の当時の事業主は、「申立人は、A社の管理業務を行っていたが、経理や総務の業務は行っていなかった。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、A社において、社会保険事務の権限は付与されていなかったと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から26万円、申立期間②の標準報酬月額については、B社が、「給与は毎月20日締め、22日払いであり、厚生年金保険料は当月控除であった。」と回答しているところ、申立人のA社に係る平成6年6月のオンライン記録から判断すると、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から62年3月まで

私がA県での会社勤務を終え、B市に帰郷した昭和55年4月頃、私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降は、妻が夫婦二人の保険料を納付していたことを記憶している。

妻の記録は全て納付済みとされているのに、私の記録だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月19日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は84か月間と長期間である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその妻は、申立人の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 558 (事案 43 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 11 日から 41 年 3 月 9 日まで

私は、申立期間において、高等学校の夜間部に通学しながら A 社に勤務した。当時、勤務中に打撲したため通院したことがあり、健康保険被保険者証を所持していたことを覚えている。

前回の申立てでは、写真で挙げた同僚のうち半数近くの者について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどを理由として記録の訂正は認められなかった。

給与明細等は保管しておらず、新たな資料等はないが、A 社に勤務したことは間違いないので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、申立人の保管している写真から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該写真の中で同僚として挙げた者のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が半数近くいること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後に健康保険整理番号に欠番も無いこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、「申立期間に継続して勤務していた。」と主張するものの、新たな資料や周辺事情の提出は無く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月頃 から 33 年 12 月頃まで

私は、申立期間の約 2 年間に於いて、A 社で業務に従事していた。複数の同僚の名前を今でも覚えており、慰安旅行に行ったことも記憶しているのに当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「当時の関係書類は無く、厚生年金保険に係る資格取得届等については不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における申立事業所での勤務形態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、複数の同僚は、「当時は正社員だけではなく、臨時社員もいたようだ。」と供述している上、申立人自身も、「私は、正社員ではなく臨時社員であった。」と供述しているところ、当時の経理担当者は、「当時、正社員と臨時社員が存在し、給与は別々に支給していた。臨時社員の給与からは厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述していることから判断すると、申立事業所では全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保持していない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等昭

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から同年 9 月まで  
② 昭和 45 年 5 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 46 年 1 月から同年 9 月まで  
④ 昭和 50 年 10 月から 51 年 7 月まで

申立期間①及び②について、私は、昭和 40 年 1 月に A 社から、同社 B 支社に転勤し、45 年 5 月に、同社 B 支社から同社 C 支社に転勤したが、「厚生年金の加入記録のお知らせ」により、転勤後の標準報酬月額が、転勤前の標準報酬月額より下がっていることが分かった。転勤の際は、待遇等は同条件での異動であり、給与支給額が下がることは無いはずなので、両申立期間について、標準報酬月額が下がっているのは納得できない。

申立期間③及び④の両申立期間については、給与明細書を所持しており、給与明細書に記載された給与支給額と、「厚生年金の加入記録のお知らせ」に記載された標準報酬月額が異なっている。

全ての申立期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当時の給与支給額については毎年定期昇給やベースアップがあったにもかかわらず、年金事務所の記録において、標準報酬月額が下げられているのは納得できない。」と申し立てているが、A 社は、「通勤手当などの手当の変更や、時間外労働の見込み額が異なるこ

とから、異動後において、給与支給額及び当該支給額に見合う標準報酬月額が下がることはあり得る。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和35年3月21日から同年4月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者60人のうち、同社に係る被保険者名簿により39年後半から40年までの期間において、同社に係る被保険者資格を喪失し、当該喪失日と同日付で同社各支店に係る被保険者資格を取得していることが確認できる26人のうち9人について、申立人と同様に、被保険者資格を取得した時の標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、申立人は当該期間における給与明細書及び所得税源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除額等が確認できる資料を所持していない。

このほかに、申立人の当該期間に係るA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社B支社及び同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和45年5月16日に同社B支社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付で同社C支社に係る被保険者資格を取得しており、同年4月の標準報酬月額が7万2,000円である一方、同年5月の標準報酬月額が5万6,000円に下がっていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所が提出した、A社C支社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書（昭和45年6月16日受付）」によると、申立人の標準報酬月額が5万6,000円（給与額5万7,070円）と記載されていることが確認でき、当該標準報酬月額は、同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「社会保険事務所（当時）への届出に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している。

さらに、申立人は当該期間における給与明細書及び所得税源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除額等が確認できる資料を所持していない。

このほかに、申立人の当該期間に係るA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人が所持する当該期間に係る給与明細書から判断すると、給与支給額に見合う標準報酬月額がA社C支社及び同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、当該期間のうち給与明細書により確認できない期間（昭和46年2月分、同年4月分及び51年7月分）についても、上記の給与明細書から判断すると、健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額を上回っていることが推認できる。

しかしながら、当該期間において、当該給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、前述のA社C支社及び同社B支社に係る被保険者原票による標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 9 月まで  
② 昭和 39 年 10 月から 40 年 9 月まで  
③ 昭和 41 年 10 月から 42 年 9 月まで

私が、A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、年金事務所の記録では減額又は据置きとされている期間があるが、給与支給額が減額又は据置きされた記憶は無く、全ての申立期間に係る標準報酬月額は実際に受け取った報酬月額に見合う標準報酬月額と異なっている。

全ての申立期間について、実際に受け取った報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立人の全ての申立期間について、A社が保管している健康保険厚生年金保

険被保険者台帳から推認できる標準報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和33年5月5日に被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額が減額又は据え置きとされている期間があることが確認できる上、申立人の標準報酬月額のみが、同僚と比較して特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は全ての申立期間における給与明細書及び所得税源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除額等が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の全ての申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。